

江北町における義務教育のあり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 江北小学校及び中学校の将来を展望した学校教育並びに小中一貫教育学校も視野に入れた再編を検討するために、江北町における義務教育のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、教育長の要請により、江北小中学校の学校教育及びその他必要な事項について検討する。

(組織)

第3条 検討会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 教育委員
- (2) 小中学校長
- (3) 幼児教育センター所長
- (4) 佐賀県教育委員会から推薦された者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(会長)

第4条 検討会に会長を置き、会長は、教育長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

(任期)

第5条 委員の任期は検討会が終了するまでの期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(報償)

第6条 検討会の委員のうち第3条第2項第5号に掲げる者が検討会に出席したときは、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

(会議)

第7条 検討会は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、こども教育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。